

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

【行政職給料表】

等級	行政職給料表級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	137	22.1	主事	77	235	38.0	係員級
				技師	8			
				栄養士	5			
				保健師	5			
				保育士	10			
				司書	1			
				社会福祉主事	2			
消防士	29							
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	98	15.8	主事	51	102	16.5	係長級
				社会福祉主事	1			
				書記	1			
				技師	17			
				保健師	5			
				保育士	3			
				消防副士長	17			
				栄養士	1			
収納専門官	2							
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	102	16.5	主査	70	108	17.4	課長補佐級
				防災危機管理官	1			
				技術主査	27			
				司書	4			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	108	17.4	主幹	78	228	38.7	課長補佐級
				技術主幹	24			
				司書	6			
5級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	126	20.4	企画員	6	228	38.7	課長補佐級
				課長補佐	26			
				所長補佐	2			
				局長補佐	1			
				室長補佐	2			
				技術補佐	8			
				(局)次長	1			
				所長(保育所・給食センター)	4			
				館長(児童センター・公民館・図書館・資料館)	18			
				統括保健師	1			
				主幹	31			
				技術主幹	20			
				社会教育主事	1			
司書	2							
副署長・警防隊長	3							

6級	次長、課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	37	6.0	次長	7	37	6.0	課長級
				課長	19			
				事務局長	3			
				所長	1			
				指導主事	2			
				室長	3			
				署長	1			
				工事検査監	1			
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	11	1.8	部長	6	11	1.8	部長級
				会計管理者	1			
				事務局長	1			
				消防長	1			
				理事	2			
合 計		619	100					

【技能労務職員給料表】

等級	行政職給料表級別職務分類表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	5	15.6	技能技師	1	5	15.6	係員級
				労務技師	4			
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を総括整理する職務	27	84.4	技能主査	8	27	84.4	
				労務主査	19			
合 計		32	100					